平成２４年（フ）第８５４号
名古屋市北区名城２丁目３番19―609号　市営城北荘
債務者　大坪江利子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８５号
名古屋市港区知多１丁目519番地、住民票上の住所名古屋市港区船頭場１丁目107番地スペクトル船頭場201号
債務者　中村さゆり
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５６号
北九州市小倉南区朽網東１丁目８番43号
債務者　永田　里美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９７号
札幌市厚別区もみじ台南３丁目２番15号
債務者　木村　俊介
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９８号
札幌市中央区宮の森２条４丁目２番１―407号
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３７号
札幌市中央区北１条西22丁目２番７―1002号
債務者　坂下　和枝
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７０号
札幌市北区新琴似１条10丁目４番17号
債務者　大嶋　美里（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７１号
札幌市東区北49条東14丁目１番３号　美紀ハイツ301号
債務者　打田　宏律
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８５号
札幌市北区屯田８条９丁目４番14―206号　横山方
債務者　今村佳太郎
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４４号
札幌市南区澄川１条１丁目４番１号　メゾン・ド・ロンシャンⅡ―11号
債務者　細川惠美子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５７号
北海道千歳市北光３丁目11番８号
債務者　仲村　紀雄
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５８号
北海道千歳市北光３丁目11番８号
債務者　仲村由美子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６４号
札幌市北区北29条西４丁目２番１―503号
債務者　佐藤　昭子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８２号
札幌市北区北20条西７丁目１番21号　偕楽園13号
債務者　坂上健一郎
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９２号
札幌市北区篠路３条８丁目９番65号　新生ハイツ102号
債務者　武岡　正子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１７号
札幌市白石区本通17丁目北２番25号　パークヒルズ102号
債務者　川尻　勝也（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３９号
札幌市東区北27条東18丁目２番20号　サニープレイス北27―101
債務者　伊澤　澄子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部